

長崎市老朽危険空き家対策事業について

市民の安全と安心を確保し、住環境整備等の推進を図るため、長年にわたり使用されず、適正に管理されていない老朽し危険な空き家のうち、所有者がその建物及び土地を本市に寄附できる等の条件を満たすものを除却し、跡地を公共空間として整備する。

1. 対象区域

全市域

2. 対象となる土地・建物の条件

区分	条 件
土地	<ul style="list-style-type: none"> ① 長崎市に寄附等ができること。 ② 土地に物権又は賃借権が設定されていないこと。 ③ 災害危険区域、土砂災害特別警戒区域等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 ④ 寄附等後に災害防止のための擁壁工事等の措置が必要でないこと。 ⑤ 維持管理に係る地元自治会の同意が得られるもの。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ⑥ 土地の所有者が市税を完納していること。 ⑦ 建築基準法第 42 条に規定する道路等又はこれらに類する道路等（都市計画区域以外に限る）に接していること。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ① 市が、住宅地区改良法施行規則別表第1（い）欄に掲げる構造の腐朽又は破損の程度が100点以上と測定した木造建築物又は軽量鉄骨造建築物で、かつ、周囲に対して危険性があると判定した空き家。 ② 長崎市に寄附等ができること。 ③ 借地上に建っている建物にあっては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、長崎市へ寄附等を行うことができること。 ④ 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 ⑤ 建物の所有者が市税を完納していること。

3. 実施例

